



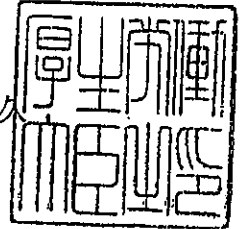
厚生労働省発食安第1220001号

平成16年12月20日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久

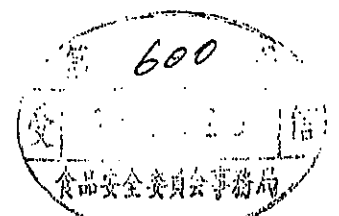


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第13号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第6号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年12月厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手續」（平成13年厚生労働省告示第96号）第2条第2項の規定に基づき、別添に掲げる食品の安全性の審査を行うこと。



(別添)

番号	商品名	申請者
1	燕龍茶レベルケア	ダイドードリンコ㈱
2	ブレンディスタイリア低糖タイプ	味の素ゼネラルフーズ㈱
3	食物せんいのおいしい水	ハウス食品㈱
4	アミールS 健康野菜100	カルピス㈱